

2020 年 6 月 2 日

## 一般競争入札の募集公告

下記の通り一般競争入札参加の募集を行いますので、通知します。

社会福祉法人 みぶ福社会  
理事長 益田 正美

募集期間：2020年6月2日～2020年6月10日

- 1、工事名称：社会福祉法人 みぶ福社会 正寿園外部改修工事
- 2、工事場所：広島県山県郡北広島町壬生901番地
- 3、工事概要：特別養護老人ホーム正寿園外部改修工事  
鉄筋コンクリート造（1部鉄骨造）地上2階建  
外部改修工事（外壁改修、屋上防水改修、その他）  
今回工事部分（建築面積：3,711㎡ 延床面積：5,360㎡）
- 4、工事期間：2020年8月1日～2020年10月31日
- 5、予定金額：公表しません

### 6、参加資格

・工事入札に参加するものに必要な資格として下記に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	2020年度の広島県の建設工事入札参加資格を認定されていること。
イ	認定された建築一式工事の格付け等級がA、B又はCであること。
ウ	建設業法第3条による営業所の所在地が広島県内に存在すること、又は営業所の所在地が山県郡内にある事こと。
エ	過去3年間の年間建築工事完工高が、年平均¥300,000,000-以上であること。 かつ、過去において明和会グループ発注工事の受注実績があること。
オ	建築業法第15条の特定建設業の許可を受けていること。
カ	当該工事に係る設計業務等の受注者以外のもの、かつ当該受注者と資本又は人事面において関連がないこと。
	当該工事に係る設計業務等の受注者
	名称：株式会社 AM I
	所在地：広島市中区八丁堀3-8
キ	法人の理事長又は理事若しくはこれらの親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の血族)が役員に就いている業者など、法人の理事長又は又は理事が特別な利害関係を有する業者ではないこと。
ク	入札参加業者募集の公示の日から入札を実施する日までの期間において、建設業法による営業停止の行政処分を受けていないもの。
ケ	自社社員が監理技術者として専任で配置できること。
コ	自社社員が現場代理人として常駐管理できること。（ケの監理技術者と兼務可）

## 7、設計図書

- (1) 設計図書は次の通り閲覧に供する。

閲覧日時	2020年6月10日～2020年6月16日までの毎日(祝祭日、日曜日は除く)
	午前9時～午後4時30分まで
閲覧場所	特別養護老人ホーム正寿園 地域交流スペース
	(広島県山県郡北広島町壬生901番地 電話：0826-72-7700)

※設計図書は、入札参加予定者のうち、希望する者に対しては有料配布する。

- (2) 設計図書に対する質疑がある場合は次によって書面を持参により提出すること。

提出日時	2020年6月11日～2020年6月18日までの毎日(祝祭日、日曜日は除く)
	午前9時～午後4時30分まで
提出場所	株式会社 AMI
	〒730-0013 広島市中区八丁堀3-8ハイネ白峯ビル401号
	TEL：082-223-7111 FAX：082-223-7129

- (3) (2)の質問に対する回答書は、次の通り閲覧に供する

閲覧日時	2020年6月19日～2020年6月25日までの毎日(日曜日は除く)
	午前9時～午後4時30分まで
閲覧場所	特別養護老人ホーム正寿園 地域交流スペース
	(広島県山県郡北広島町壬生901番地 電話：0826-72-7700)

## 8、入札

入札日時	2020年6月29日 午前10時より開始
入札場所	特別養護老人ホーム正寿園

## 9、開札

開札日時	2020年6月29日 入札に引続き
開札場所	特別養護老人ホーム正寿園

## 10、資格要件確認書類

- (1) 資格要件確認書類提出依頼書により資格確認書類の提出を求められたものは、次により提出すること。

提出期間	資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から同依頼書に指定された提出期限までの毎日(日曜日を除く)
提出書類	資格要件確認書類提出書 {一般競争入札事務処理要綱(事後処理型)別記様式第4号}
	技術者の資格・工事経験調書 {一般競争入札事務処理要綱(事後処理型)別記様式第4号}
	前項参加資格6の力、キ及びクについても資格要件を満たしている旨の誓約を記載した書類(任意様式)を提出すること
提出方法	持参
提出場所	7(2)に同じ

- (2) 資格要件確認書類の要旨は、7(1)の期間に13の場所で配布する。

### 11、落札者の決定方法

広島県の低入札価格調査制度に準じて執り行う。

尚、10の資格要件確認書類等により6の資格要件を満たしていないことが確認できないものについては落札者とはしない。

### 12、その他 特記事項

サ	一括下請負(丸投げ)は禁止する。
シ	資料作成に係る費用は、サ提出業者の負担とする。
ス	提出された資料は、目的以外の使用は出来ないものとする
セ	提出された資料は返却はしない。

### 13、問合せ先

社会福祉法人 みぶ福社会 事務長 上田 重之

広島県山県郡北広島町壬生 9 0 1 TEL0826-72-7700